

一人ひとりの人権が尊重される津市をめざして



2021（令和3）年度
津市人権施策事務事業
進捗状況評価書



津市人権施策審議会

目 次

- 1 2021（令和3）年度の人権に関する施策の取組状況について
・・・P1～P3
- 2 総合的な評価・提言
・・・P4～P7
- 3 施策別の評価・提言
・・・P8～P19
- 用語解説
・・・P20
- 津市人権施策審議会委員名簿
・・・P21

1 2021（令和3）年度の人権に関する施策の取組状況について

人権が尊重される津市の実現に向けて津市人権施策基本方針に基づき、2021（令和3）年度に実施した主な施策の取組状況は、以下のとおりであった。

(1) 基本施策

《人権啓発の推進》

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から人権講演会や市民人権講座は一部の地域で中止したが、いくつかの地域ではオンラインを活用するなど工夫して開催した。

また、街頭啓発を行うとともに、小中学生をはじめ市民から応募があった人権ポスターや人権標語を広報誌に掲載したり、カレンダーを作成したりするなどして人権啓発に取り組んだ。市職員への研修に関しては、DVD視聴とすることで多くの職員が受講しやすい環境づくりに努めた。コロナ禍による児童虐待の顕在化を意識して関係機関と連携に取り組んだ。

《人権教育の推進》

幼稚園・保育所においては、人権教育につなげるため、互いに尊重する心を育てる保育を実施した。地域力創造セミナーとして、人材育成や地域活性化につなげる講座を開催するとともに、昨今の人権課題を取り上げ参加者の意識向上を図った。人権教育ステップアップ事業では、教職員の知識やスキルを高め人権学習の充実を図る講座を開催した。地域住民を対象に人権課題の解決に向けた人権学習会や、差別を許さない仲間づくりのための地域学習会を実施した。

《相談・支援体制の充実》

人権相談、青少年の悩み事相談、外国人住民の生活相談、女性相談、保育所における育児相談等において、関係機関と連携し、相談窓口の紹介など適切な対応に努めた。また、インターネット上の差別事象に関する申立てに対して、市としての方向性を説明するなどの対応を行った。

《ユニバーサルデザイン^{※1}（以下「UD」という。）のまちづくりの推進》

ユニバーサルデザインの地域づくりの推進やユニバーサルデザイン講座を開催することで普及・啓発に努め、市民の意識高揚を図るとともに、学校施設や通学路の整備、交通施設や社会教育施設のバリアフリー化を行った。リージョンプラザは、誰もが利用しやすい施設を目ざして、リモート接続やインターネットを活用したイベント等の実施ができるように整備を進めた。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

子ども会育成者団体の活動及び事業への支援や、人権啓発団体の育成に向けて人権ネットワークの人権学習や啓発活動に対する支援を行い、人権フェスティバルを部分

開催した。PTAや婦人会等の社会教育関係団体における人権尊重の啓発やリモートによる人権講座を開催した。フォーラムにおいて、男女共同参画を推進する各種団体の展示や取組紹介を支援した。

(2) 分野別施策

《同和問題》

地域学習会や体験教室は、お互いを認め、尊重し合うような取組となることを目指して実施した。インターネット上の差別事象に関する申立てに対しては、市としての方向性を説明するなどの対応を行った。差別解消に向けた取組及び地域における人権啓発を推進するため、人権・同和問題の解決のために活動している団体の事業に対して支援を行った。隣保館においては、人権問題の解決に向けて、相談事業、地域交流・教育文化事業、広報・啓発事業に取り組んだ。人権週間において、差別解消三法に関する啓発チラシを配布して啓発を行った。

《子どもの人権》

子育て支援事業では、子育て広場を定期的で開催し、子育てに関する不安や悩みの相談を充実させた。また、学級支援サポーター^{*2}、スクールカウンセラー^{*3}を配置して助言や指導を行った。児童虐待防止ネットワーク会議において、要支援家庭に関する情報の共有及び支援内容の協議を行った。放課後児童クラブの育成及び支援については、利用者数の増加や職員不足に対する対応、コロナ対策の支援等人権に配慮した取組を行った。

《女性の人権》

学校の夏期休業中に人権ステップ・アップ講座を実施して、教職員の女性の人権に対する意識を高めた。また、学校においては、家庭科や社会科などの教科学習、男女混合名簿などにおける学校生活上の取組、さらには、ジェンダー平等社会の実現に向けて取り組む人の思いや生きざまに出会うことなどを通して、男女共同参画や性別による役割分担意識の解消について学びを深めた。

一時預かり事業や病児・病後児保育事業により、冠婚葬祭などで一時的に家庭保育が困難となった家庭のニーズに対応した。性別を問わず個々の能力に応じた職員の採用を行い男女の均等な雇用機会の確保に努めた。身のまわりの様々な問題に関する弁護士や専門カウンセラーによる相談事業、セクシュアル・ハラスメント^{*4}相談事業において、相談を受け付け適切に対応した。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識啓発として、市民に対する講師派遣を行うとともに、企業啓発及び職員研修を実施した。

《障がい者の人権》

特別支援教育研修において、障がい者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を目指して、生活及び学習上の困難を克服するための適切な支援を行い、インクルーシブ

な学校づくりを旨とする中で、共生社会の担い手に関する理解を深める機会を作った。障害福祉サービス及び地域生活支援事業、意思疎通支援事業等、障がい者が安心して生活を送ることができるよう事業に取り組んだ。障害者差別解消法の周知及び障がい者差別やその解決に向けた取組について職員研修を実施した。

《高齢者の人権》

地域包括支援センターを市内 10 か所に設置し、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護、介護予防事業のマネジメント等を行い、介護予防・地域ケアの推進を図った。また、高齢者がいきいきと暮らせるように、スポーツ教室事業や高齢者学級の開設や、市内のコミュニティバス、民間路線バスを活用した外出支援等により、生きがいづくり、健康づくり、人と人とのつながりづくりに取り組んだ。

《外国人の人権》

ポルトガル語及びスペイン語の通訳担当員に加えて、近年人口の増加が顕著であったフィリピン国籍住民への対応のため、タガログ語通訳担当員を 1 名配置した。また、タブレット端末を使用した多言語遠隔通訳サービスについて、前年度より 1 言語増加し 14 言語により相談に対応した。街頭啓発においてチラシを配布するとともに、職員人権研修のテーマに取り上げ、ヘイトスピーチ解消法の周知・啓発を行った。また、差別事象について、関係機関が連携して現場確認や相手方に対する啓発を行い対応した。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

人権啓発推進事業においては、人権講演会で感染症と人権を、市民人権講座で災害と人権・感染症と人権をテーマに取り上げ、市民に正しい理解、知識を深めていただくよう啓発を行った。また、広報紙において令和元年度に県が実施した県民意識調査を取り上げ、2017（平成 29）年度に市が実施した市民意識調査と比較しながら差別解消三法に関する啓発を行った。

2 総合的な評価・提言

(1) 全体評価・提言

年度	かなり進んだ	進んだ	ある程度進んだ	あまり進まなかった	進まなかった
平成 29 年度	A	B	Ⓒ	D	E
平成 30 年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和元年度	A	B	Ⓒ	D	E
令和 2 年度	A	B	C	Ⓓ	E
令和 3 年度	A	B	Ⓒ	D	E

人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざして、あらゆる分野で取り組まれるべき人権施策事務事業であるが、前年度に引き続き 2021（令和 3）年度においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業の中止、あるいは内容の変更が余儀なくされた。そのほとんどは継続事業であり、例年同様の報告がなされていたり、施策をどの様に人権尊重意識の高揚につなげたのか具体的な報告がない事業が見受けられるが、少しずつではあるが改善が進みつつあることから総合評価を C（ある程度進んだ）とした。

2021（令和 3）年度は、全国水平社が創設されてから 100 年が経過した。水平社宣言は日本初の人権宣言と言われ、同情や哀れみではなく尊敬されることで人間は解放されるとして、社会にある様々な人権問題の克服に向けた原点となった。しかし、差別や偏見は未だ根絶には至っていない。2016（平成 28）年に施行された部落差別解消推進法では「現在もなお部落差別が存在する」との認識に立っている。現代は、社会情勢や価値観が大きく変化するとともに、人権課題が複雑化、多様化し、インターネット上では差別を助長する書き込みが絶えないなど、新たな人権問題も顕在化している。次の 100 年に向き合い、差別のない新たな時代への一步を踏み出すために、この宣言の精神を改めて見つめ直し、これまで以上に人権施策を推進していく必要がある。

(2) 基本施策及び分野別施策の評価・提言

ア 基本施策の評価・提言

《人権啓発の推進》

新型コロナウイルス感染拡大防止のために社会状況が大きく変化した。今まで潜在化していた差別や人権侵害が様々なところで顕在化し、誰の中にでも起こり得る身近な問題として認識されるようになった。集団心理の怖さ、社会的弱者へのしわ寄せを実感している人も多い。思い込み、過剰な反応による差別や偏見をなくし、正しい理解が求められる。人権問題を幅広く捉え、あらゆる分野での人権啓発を工夫して継続する必要がある。

人権に対する意識を一人一人が身近な問題、自分の意識の問題として捉えない限り社会は変化しないし、また、そのための啓発事業でなければならない。人権意識は学びや体験を通して変化するので、地域の実情にあわせた取組や講演会、研修等は継続して行

うことに意義がある。

津市においても、地域との関係を持ってない人や外国人等に対して、受け取る側に立った情報発信を工夫しなければならない。SNSの活用等、情報化社会に合わせた視点と、社会の変容や課題を踏まえた人権啓発の推進がますます必要である。

《人権教育の推進》

目の前の子ども・保護者・住民といった市民対象の人権教育の推進は、何よりも地域社会の実態を知ることからのスタートが重要である。実態分析から何を生み出し、どのような市民意識の学校・地域社会を旨とするのか、具体的な目的・方策を学校等に届ける努力が必要である。

人権教育は仲間づくりが基盤ではあるが、個の高まりを大切に反差別の仲間づくりであることが重要である。また、人権教育が仲間づくりだけにとどまらず、社会の人権問題を解決するための主体者となる意識の醸成を図りたい。それは、教職員をはじめ職員の意識向上に他ならない。

《相談・支援体制の充実》

「人権の世紀」といわれる21世紀において、全ての人の人権が尊重され差別のない社会を実現するため、人権侵害の予防・救済等、人権擁護に資する施策の推進は重要な課題である。相談者は、複数の問題を抱えることもあり、個々の相談窓口が他の機関の業務内容等を正確に把握し、守秘義務に留意しながら必要に応じて国、市町村の機関やNPO等の民間機関との緊密な連携を一層推進する必要がある。また、相談・支援体制を支える人材の育成・確保は不可欠である。

《UDのまちづくりの推進》

UDのまちづくりは建物（施設含む）だけでなく、道路（歩道・階段）、交通機関、公園等さまざまであり、市内の通学路や生活道路、公園等も当事者の視点に立ってUDの整備を進める必要がある。

市民対象にソフト面として、高齢者、障がい者（身体・知的・精神）、難病や内部疾患のある人、妊婦、外国人等に日常的に“声かけ”をする必要がある。市民の意識を変え、誰もが住みやすい津のまちづくりを実現するために、社会参加に積極的に協力する心のUDの考え方をUD事業（市民人権講座）として開催されたい。

《市民活動の組織などとの連携の推進》

新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰の影響を受け、市民の生活は苦しさを増し、抑圧された不安や不満が他者への攻撃に転嫁されやすく、人権侵害につながる可能性が大きい。行政や活動主体がそのような実態を十分に把握し、それに基づいた実践が行われることを強く望む。

イ 分野別施策の評価・提言

《同和問題》

格差が広がり深刻化している社会の中で新たな人権問題も発生し、インターネット上

では、人権侵害や差別が放置され、助長・拡大されている。部落差別解消推進法には、同和問題の解決が行政の責務であると示されているが、従来どおりの取組を単に踏襲するのではなく、あらためて部落差別の現実を把握し、その解決に向けた人権施策を実施すべきである。そのためには、津市人権施策基本方針にうたわれているように、今回の提言を津市人権施策推進会議において検討し、人権施策を全庁体制で推進されたい。また、人権施策推進員が各課における取組を検証し指導することを期待する。

《子どもの人権》

昨年に引き続き感染症対策をとりながらの生活は、子どもたちの心と身体の成長発達に大きな影響を及ぼしている。少子化が進み、子どもの総数が減少している中でも、児童虐待通報は増加し、いじめ、自殺、不登校の深刻化等、ますます子どもが生きづらい社会になっている。虐待で命を亡くした子どもの報道も後を絶たない。津市においても要支援家庭（子育てが困難な家庭）も年々増えている。

地域の関係が希薄になり、情報がSNSなどに頼る傾向が増す状況の中、子育ての孤立化を防ぎ、子どもたちが多様な価値観に触れる地域との関わりが必要である。子どもたちが自己肯定感を持ち、基本的人権が認められ、子どもの主体が大切にされる社会に変えていく必要がある。

2016（平成28）年の児童福祉法の改正で、子どもを権利主体とする、子どもの権利の明確な位置付けがなされた。更に2023（令和5）年4月にこども家庭庁ができるのに伴い、「こども基本法」が2022（令和4）年6月15日に国会で可決成立し、2023（令和5）年4月1日施行される。津市においても子どもの状況を深刻に捉え施策に取り組む必要がある。そのためには、あらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる津市の子どもの権利条例が制定されることを切に切に望む。

《女性の人権》

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約は社会の様々な場面における女性差別の禁止を求めている。また、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法等、男女平等や女性の地位向上のための法律が整備されている。男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められているが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題がある。例えば、雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差等、男女共同参画が十分とはいえない状況がある。また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力、ストーカー行為など、男女共同参画社会の実現を妨げる人権侵害も続いている。今後も女性の人権施策は必要不可欠である。

《障がい者の人権》

障がいのある人が日常生活や社会生活を営むには、さまざまなバリアがある（物理的バリア：交通機関や建築物等の物理的障壁、制度面のバリア：就業や生活に関わるもの、情報面のバリア：視覚や聴覚などの障がいによる情報入手やコミュニケーション面での不利益、心のバリア：障がいのある人への無理解や偏見などから生じる人間の心に起因するもの）。障害者権利条約に立脚しつつ、このようなバリアを取り除き、障がいのある人が生活において制限を受けないようにする「バリアフリー」の社会が求められている。

そのためには、障がいのある人に対する正しい理解や配慮が不可欠である。障がいのある人も、健常者と同じく尊厳のある生活を送れる社会をめざし、取り組まれない。

《高齢者の人権》

一人暮らしの高齢者が増加傾向にある中、養護老人ホームでは、市内の入所者数の対前年比は大きな増減もなく、利用者も身体状況、精神状況等に応じた支援を受けて安心した生活を送ることができている。しかしながら、原則「要介護 3」以上の高齢者が入居できる特別養護老人ホームの数は少なく、入所待ち期間が長くなってしまっている状況にある。社会参加を希望する高齢者には、それを支援する一方で、介護を必要とし在宅生活が困難な高齢者については、できるだけ在宅での生活ができるよう支援するとともに、希望する人には施設に容易に入所できるよう、特別養護老人ホームの数を増やす必要がある。

《外国人の人権》

長期化する新型コロナウイルス感染症や物価の高騰の影響により、生活、教育、医療等の様々な点で課題が生じている。外国人住民の生活実態を丁寧に把握し、それに応じた取組を着実に進められたい。

日本語を流暢に話す外国につながる住民でも、日本語が読める人は少ない。口頭による説明での通訳の必要性と、文書による説明での翻訳の必要性が、全く異なることが十分に考慮されているとは言えない。これらのことを職員に周知し、必要なサポートができるように、研修を進められたい。

《さまざまな人権課題・その他の人権》

市民人権講座の参加者を増やすことが課題である。広報紙「人権だより」「シリーズ人権」も啓発には有効である。犯罪被害者（家族も含めて）の人権や、アイヌの人びとやインターネットによる人権侵害等、様々なテーマを取り上げて、人権問題に対する市民の理解を深め、差別意識の解消が必要である。

新型コロナウイルス感染拡大により、非正規労働者や外国人の雇止めや解雇で失業者の増加が懸念される。生活困窮者（外国人も含む）が生活保護申請や生活困窮者自立支援金の相談に来庁した時、相談担当者は援護課で解決出来ない事象は、関係各課を紹介するなど親身に相談にのってほしい。

津市のホームページでは多言語情報で、新型コロナウイルス感染症に関するお知らせが紹介されているが、ベトナム語がないので、表記の検討が必要である。

新型コロナウイルス感染症に関わる医療従事者及び感染者に対する誹謗中傷、偏見や差別が起こらないように啓発し、相談窓口を充実させ、SNSやインターネット上でのデマ・誹謗・中傷も書き込みの監視を強化してほしい。

各課は市民意識調査結果で見えてきた問題に対して、人権施策に活かすことが課題である。

市政アンケート（人権問題）を実施、集計結果を取りまとめ、新たな人権課題を追加し、津市人権施策基本方針の見直しを早急に進めてほしい。

3 施策別の評価・提言

■施策の体系：基本施策

■施策分類：人権啓発の推進

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・地域人権啓発事業…今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる開催や講演会の回数を減らしたり、延期や中止したりしたものが多かった。その中でも住民と協働したイベントに子どもたちが自主的に取り組む活動は大いに評価に値する。今後も新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれるためにオンラインでの開催や感染拡大防止を工夫した開催が必要である。
- ・児童虐待防止に関する啓発…コロナ禍で家庭での時間が増えたために、虐待が増えている状況が引き続きあるため重視していかなければいけない。隠れた虐待を可視化するために、何が虐待か、躰との違いは何かという認識を広げていく必要がある。保護者会や参観等の行事が中止されたことにより、保護者の小さな変化に気づく機会が減ったことが懸念される。長期欠席児宅の訪問など、更に虐待の早期発見と未然防止となる意識の啓発が必要である。関係各課の連携と保護者の立場に立った取組を望む。
- ・企業啓発事業…昨年度に続き今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止により企業訪問がされなかったことは残念である。コロナ禍だからこそ起こっている人権問題があるので、今後も継続した取組を望む。
- ・人権週間啓発事業・人権講座等の開催・広報紙での人権啓発・男女共同参画事業…今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のために講演会や研修の開催が難しい状況があったが、DVDの研修やオンラインの活用等の工夫によって、参加者を広げることができた事業があったことは評価できる。今後も多くの人が日々の生活の中で人権について考える機会が持てるような啓発活動の継続を期待したい。
- ・職員人権研修…個々の人権感覚を醸成することが目的であるので、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むことができるよう研修内容の充実を図り、職場における参加しやすい環境を整えることが必要である。今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、開催時期の延期やDVD動画視聴等の工夫がなされたことは評価できる。

まとめ

今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために多くの事業を工夫しながら開催する努力が見られた。その中で単に中止で終わったものは評価が難しく、手段を変えて普及啓発に努めたものは評価した。そこに関わる関係者の熱意の違いを感じる。コロナ禍においても、各事業が基本方針に立ち返り、課題・問題点を明確にすることは、今後の事業の進展につながる。コロナ禍であっても集客と内容の両方にこだわった取組を継続する必要がある。啓発のための広報は社会のニーズを分析して、常に広報の仕方の検討が必要と思われる。

2 今後の取組についての提言

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、社会の状況が大きく変化した。今まで潜在化していた差別意識が明るみに出て、人権侵害が誰の中にも起こり得る身近な問題になった。集団心理の怖さ、社会的弱者へのしわ寄せを実感している人も多いように思う。人権侵害を未然に防ぐために、あらゆる分野での啓発を工夫して継続する必要がある。

人権に対する意識は一人一人が身近な問題、自分の意識の問題として捉えない限り社会は変化しないし、また、そのための啓発事業でなければならない。地域の実情にあわせた取組や講演会、研修会等は継続して行うことに意義がある。

津市においても、地域との関係を持ってない人や外国籍の人が増えているので、受け取る側に立った情報発信を工夫しなければならない。SNS^{*4}は、発想と工夫次第でより多くの人への啓発の推進になるので積極的に活用されることを望む。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：人権教育の推進

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・中学生意見交換事業…新型コロナウイルス感染拡大防止のため、白山中学生友の会と長野教育集会所みどり会との交流は実現できなかった。始まった当初の交流意図、今後の展望を考えあい、どのような形ならできるのか、何を届けあうのかを工夫していただきたい。
- ・幼稚園、保育所における保育事業…自己肯定感や他者への信頼関係等、日々の保育の中で人権教育を推進される本事業の意義は評価する。また、職員の任用条件も様々な昨今、「子どもの人権を守るためのチェックシート」の取組は、子どもの実態や課題を共有する意味からも評価できる。社会状況の厳しさも鑑み、子どもの置かれている環境や子どもの育ちが複雑化しつつあることから、子どもの見方や捉え方についても職員の連携と研修が必要である。今後もより多くの子どもの生活背景の把握に努め、保護者及び地域と連携した子どもの育ちへの取組を期待する。
- ・地域力創造セミナーの開催…昨今の人権課題でもある「インターネット上の人権侵害」について職員研修での意識向上を図ろうとされたことは評価したい。また、地域に根差した社会教育の拠点として、今後も意図的な啓発活動の充実に努められたい。
- ・人権学習推進事業…人権課題の解決に取り組む人の生き方に学ぶという出会い学習が根付いていることは高く評価する。しかし、その取組が形骸化しないように、目の前の子どもの実態から「なぜ、その人と出会わずのか」という点に教師がこだわり、その出会い学習の前後の取組の重要性や、日常生活の中で、人権意識の向上がなされているか、各校・園において検証が必要である。
- ・人権教育推進にかかる事業…いじめや差別をなくすために自分の思いを語り、仲間の思いを受け止めるという子ども人権フォーラムの取組を高く評価する。フォーラムに参加する当該学年だけの取組ではなく、何よりも子どもの連続的な学びの一環として人権カリキュラムの中に位置づけられているものであることや、フォーラムを通して見えてきた子どもたちの実態や課題を全教職員で共有することの意味付けを教育委員会として丁寧に届けてほしい。
- ・人権教育ステップアップ事業…様々な講座で専門的知識を得ることは必要であるが、全ての教職員が参加しているわけではない。各地域の課題や意識を把握しつつ、人権感覚あふれる学校づくりを進めるためにも管理職や人権教育担当者の資質向上のための研修の充実が必要である。
- ・人権学習会事業…地域における人権課題の解決に向けた住民による自主的な学習活動への支援を評価する。今後、若い世代にも参加を拡げる取組や地域住民の学びの輪が一層広がるよう期待する。
- ・人権教育講演会事業…市民参画型の人権講演会が各教育事務所でも実施されていることを評価する。今後も差別解消三法の周知・理解が図られることと、何よりも講演での学びを自分ごととしてとらえることができるよう、工夫を重ねてほしい。
- ・青少年友の会支援事業…長年にわたり人権が尊重される津市を担う次世代育成事業としての取組を高く評価する。この取組を通して育つ人材を更につなげていくためにも、丁寧な検証が必要である。
- ・地域学習会事業…差別を許さない仲間づくりのための地域学習会は、学校の人権教育と連携しながら進められるべきである。働き方改革により教員の負担軽減及び子どもたちに関わる人々の役割分担の明確化は必要としながらも、学校教育と社会教育の分離にならないよう地域で育つ子どもたちの人権教育の充実に図られたい。
- ・人権教育推進プロジェクト事業…コロナ禍においても授業公開や各中学校区で主体的に研修を企画・実施されていることは評価する。人権教育カリキュラムを形骸化させないためにも授業実践等が人権教育カリキュラムのどこに位置づけるのかを検証しつつ、目の前の子どもの実態を掴んだ上で、どのような子どもの姿をみざしていくのか、毎年度、全教職員で共有化を図り、検証されたい。

まとめ

人権課題は年々多様化・複雑化し、差別の現実がある。「自分は差別していないから・・・」という意識からか、まだまだ自分ごととして捉えるまでには至っていない。だからこそ、学校教育の中でいじめや差別を許さない人権意識の向上を図り、人権教育を一層推進されたい。そして、子どもを取り巻く地域社会での学びを充実させることで、人権尊重のまちづくりにつながるという。

2 今後の取組についての提言

目の前の子ども・保護者・住民といった市民対象の人権教育の推進は、何よりも地域社会の実態を知ることからのスタートが重要である。実態分析から何を生み出し、どのような市民意識の学校・地域社会をみざすのか、具体的な目的・方策を学校等に届ける努力が必要である。

人権教育は仲間づくりが基盤ではあるが、個の高まりを大切にされた反差別の仲間づくりであることが重要である。また、人権教育が仲間づくりにとどまらず、社会の人権問題を解決するための主体者となる意識の醸成を図られたい。それは、教職員をはじめ職員の意識向上に他ならない。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：相談支援体制の充実

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・**青少年の悩み事相談**…ここ数年、問題行動等について、初期の段階での対応が丁寧にできていなかったために、解決が難しくなるケースが見られたと報告している。問題行動の早期発見、早期対応が予防につながる等、初期対応は大変重要である。今後の事業予定に、校長会や生徒指導担当者が集まる場で、学級担任が一人で抱え込んだり初期対応がおろそかになったりすることのないよう、生徒指導体制を構築することが必要である。また、関係機関と適切に連携できるよう、連絡先や役割等について周知するとしている。その成果が、今後の取組状況で報告されることを期待する。
- ・**外国人住民の生活相談**…取組状況によると、ポルトガル語やスペイン語の通訳担当員以外に、人口の増加が顕著であったフィリピン国籍住民への相談対応を強化するため、タガログ語通訳担当員を配置するなど状況に応じて対応しており、約8,700件もの外国人住民からの窓口相談に対応している。また、ウクライナ避難民受入れに対しても、市営住宅の提供、通訳（ウクライナ語、ロシア語、英語等）を介した生活相談及び就学支援を検討する等、現在必要な外国人住民の生活相談に応じている点も評価する。
- ・**女性相談**…多岐に渡る相談内容に対して、活用すべき施策も多領域に渡る中、相談者の主訴を重視し、できるだけ多くの選択肢を提案し、相談者自身が自らの意思で解決の道筋を決められるよう支援する姿勢を評価する。2024（令和6）年4月に「困難な問題を抱える女性支援法」が施行される。この法律は、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨としている。今後の事業予定にあるように、多種多様な相談に対応できる相談室づくりを進めることを期待する。
- ・**保育所等における育児相談**…発達の気になる子どもへの支援の手立てであるCLM（チェックリスト in 三重：子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うためのツール）を保育の中で実施し、子ども達の生活が充実するよう努めると共に、CLMに取り組むことで、保育士や保育教諭の目利き力腕利き力をつけ、適切な子どもの支援を行うための保育力向上を目ざすなどを評価する。また、CLMと個別の指導計画をこの5年間で、公立の保育園、こども園等全園で取組を行い、その後も公私立への研修会や希望園への取組を継続し、一過性に終わらないように取り組んでいることも評価できる。
- ・**母子父子寡婦福祉事業**…一人親家庭等については、経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特に大きな困難が生じている。個々の状況に応じて適切な支援を提供することが重要であり、生活状況を聞き取り就労支援や生活支援を行なっている。また、就労のため開庁時間中に来庁することが困難な人が多く、児童扶養手当の現況届受付は、休日窓口を1日開設したが、今後日数増を検討するなどしており評価できる。
- ・**児童虐待防止等ネットワーク会議**…新型コロナウイルス感染症拡大が続き、学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっている。関係機関との連携強化等、課題問題点をしっかり捉え、今後の事業予定を実行すると共に、今後の取組状況に活かされることを期待する。
- ・**差別事象への対応**…今後の事業予定に「差別事象への対応は啓発とともに発生した時点での対応が大切」とあるが、全くそのとおりである。今後の取組状況の報告に期待する。

まとめ

相談内容は多岐にわたり、しかも社会の動向・情勢の変化に伴い複雑化している。そんな中、支援体制を整え、問題解決に向けて様々な努力をしている事業も多くみられたが、ここ数年同じ「取組状況」「課題・問題点」「今後の事業予定」を挙げている事業も少なくなかった。

2 今後の取組についての提言

「人権の世紀」といわれる21世紀において、全ての人の人権が尊重され差別のない社会を実現するため、人権侵害の予防・救済等、人権擁護に資する施策の推進は重要な課題である。相談者は、複数の問題を抱えることもあり、個々の相談窓口が他の機関の業務内容等を正確に把握し、守秘義務に留意しながら必要に応じて国、市町村の機関やNPO等の民間機関との緊密な連携を一層推進する必要がある。また、相談・支援体制を支える人材の育成・確保は不可欠である。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・ユニバーサルデザイン（以下「UD」という）まちづくり事業…今後は津市UD連絡協議会とも連携しモデル地区だけでなく市内全域へUDの普及啓発と地域づくりを推進してほしい。
- ・学校施設維持補修事業（長寿命化改修事業）…修成小・安濃小・朝陽中のエレベーターや多目的トイレの設置は評価できる。今後も積極的に取り組んでほしい。また、すでにバリアフリー化された施設が誰でも常時使用できるようにしてほしい。
- ・各公園施設整備事業…既存公園の施設整備は、地域住民や利用者からの意見も聞き、修繕や腐食していて危険な箇所の確認やUD遊具の導入等、誰もが訪れやすい公園を目ざし、UDに適合した場合、適合証を公園内に掲示してほしい。開発行為で新設される公園も同様。
- ・通学路整備事業…通学路整備は毎年多数の要望が寄せられるが、167の危険箇所について道路管理者、公安委員会、教育委員会で合同点検を実施し66箇所の対策を進めることになったのは評価できる。限られた予算内でカラー舗装、側溝整備、蓋設置等、整備は進められている。
- ・交通施設等のバリアフリー化…数年来要望のあった近鉄南が丘駅のバリアフリー設備整備工事のための設計・測量が実施されたのは大きな前進である。
- ・ホームページ整備運用事業…ベトナム人は津市在住外国人で3番目に多い。(1番ブラジル人、2番フィリピン人)多言語対応でベトナム語での表記も追加対応してほしい。
- ・社会教育施設のバリアフリー化…白塚、豊里、上野、河芸公民館トイレの洋式化は評価できる。誰もが使いやすい公民館にしてほしい。
- ・意思疎通支援事業…手話通訳者の派遣対応ができるように登録者を増やし、障がい者の社会参加や自立の推進をしてほしい。
- ・声の広報、点字広報及び点字シール貼付事業…今後も情報保障として、必要な方に広報津、議会だより等のCD版（デイジー版）点字版を配布してほしい。また、この事業について広報の折込で周知しているが、市の窓口でも、相談にみえる視覚障がい者に説明が必要である。
- ・ユニバーサルデザイン推進事業…市の新規採用職員と2年目職員にUD研修を実施し、各職員がUDに配慮した業務について考えるきっかけとなった。コロナ禍で中断していた出前講座を再開し公民館講座を含め市内の小学校や高等学校で23回、延べ受講者数864人にUD講座を実施、疑似体験を通じて学べたことは評価できる。
- ・リージョンプラザ管理運営事業…インターネットを活用したイベント等の実施が可能となるよう、Wi-Fi環境の整備や消防設備の修繕等、利用者の利便性や安全に配慮したのは評価できる。

まとめ

さまざまな事業で、施設等のUD化は確実に進んでいる。コロナ禍で津シティマラソンは中止となったが、コロナ感染対策をしてスポーツ教室を開催したり、学校への出前講座を実施したりできたことは評価する。

2 今後の取組についての提言

UDのまちづくりは建物（施設含む）だけでなく、道路（歩道・階段）、交通機関、公園等さまざまであり、市内の通学路や生活道路、公園等も当事者の視点に立ってUDの整備を進める必要がある。

市民対象にソフト面として、高齢者、障がい者（身体・知的・精神）、難病や内部疾患のある人、妊婦、外国人等に日常的に“声かけ”をする必要がある。市民の意識を変え、誰もが住みやすい津のまちづくりを実現するために、社会参加に積極的に協力する心のUDの考え方をUD事業（市民人権講座）として開催されたい。

■施策の体系：基本施策 ■施策分類：市民活動の組織などとの連携の推進
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・子ども会育成団体への補助事業…子ども会活動は、参加できる人が限られる活動ではなく、どの家庭の子どもも参加できるものに変えていくための努力が必要であると指摘されて久しい。抜本的な改革を望む。
- ・人権啓発団体の育成、人権ネットワーク事業、社会教育関係団体等の支援…市内各地において、市民活動団体・学校・ボランティア・関係機関等が連携・協力して、人権フェスティバル・講演会・学習会などが実施され定着してきたが、2020（令和2）年度より新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、縮小・中止を余儀なくされてきた。しかし、2021（令和3）年度になり、そのような状況下でも実施できる方法を模索して打開しようとする動きが見られるようになってきた。また、感染者に対する差別に向き合う取組も行われるようになり評価できる。今後も状況に応じた取組を工夫し実施されたい。

また、差別に関してだけではなく、困窮や不安・虐待等の諸課題に各地域で向き合う必要がある。今脅かされている人権は何か、どう向き合うのかと問い直し、今生じている課題を重要視する取組が行われることを期待したい。

子どもが運営を行うことにより、主体者として活動することによる意識や発信力の高まりが期待できる。子どもの活動を縮小させることなく主体的に活動できる場の設定を望む。
- ・男女共同参画推進団体への支援…新型コロナウイルス感染症の影響を受け、女性や性的マイノリティの人々の生活が脅かされたり、DVの被害を受けたりしていることが指摘されている。津市におけるそれらの実態を把握し、それに基づいた活動を構築することを望む。
- ・日本語講座事業…日本語教室は、外国につながる子どもの学力保障だけでなく居場所づくりの上でも重要な役割を果たしている。子どもの学力に応じてマンツーマンで指導している場合は、子どもにとって安心して学べる場であり、引きこもりの子どもが進学できるきっかけをつくった実績もある。この機能を存続させることは重要であり、サポーター確保のための努力に期待する。

まとめ

市民活動と連携しながら、人権について学ぶ場や発信する場が継続的に作られてきた。前年度の踏襲に終わることがないように指摘されてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、取り組み方自体の模索が必要になっている。これを踏襲から脱却するチャンスと捉え、魅力的な活動が展開されることを望む。

2 今後の取組についての提言

新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰の影響を受け、市民の生活は苦しさを増し、抑圧された不安や不満が他者への攻撃に転嫁されやすく、人権侵害につながる可能性が大きい。行政や活動主体がそのような実態を十分に把握し、それに基づいた実践が行われることを強く望む。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：同和問題

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・人権フィールドワーク…地域住民と共に現地で学びの場を広げることは大変意義がある。今後あらゆる理由で現地学習がなされなくとも、学びの工夫を試みることは必要である。また、現地での学びを地域や職場でどう生かしたかの検証を今後も大切にされたい。
- ・学習会及び体験学習…地域に根差した児童館として、子どもや保護者・住民にとって、差別を許さない一人一人が尊重される地域づくりの一環としての取組に今後も努められたい。
- ・差別事象への対応…偏見や差別があることは、市民意識調査でも明らかである。どこにも相談できず苦しんでいる市民の思いを、人権課としてより具体的に把握するよう努められたい。学校における差別事象報告が多いことは、差別に対する教職員や子どもたちの意識が高まっているともいえる。今後も迅速な対応と差別の事実に基づく人権学習の推進に努められたい。
- ・人権・同和問題の解決のために活動している団体等への補助…同和問題の解決を旨とする市民の取組に対する支援は、評価する。補助金の適正な執行と実績の精査に努められたい。
- ・隣保館事業…同和問題解決に向けて、啓発、相談、地域住民支援の拠点施設であることを認識し、事業に取り組んでいることを評価する。しかしながら、全ての隣保館事業内容が記載されていない。各館の取り組みを把握し、指導と職員研修の充実を図ってほしい。今後も隣保館の役割を認識し、更なる啓発・相談活動の充実を努められたい。
- ・識字学級の取組…同和問題の解決をめざして取り組んできた識字学級の本来の趣旨を踏まえ、学びを必要とする人への提供を今後も継続することを期待する。
- ・部落差別の解消の推進に関する法律に係る取組…法の周知については取り組まれているが、法の理念に基づいて、一つ一つの事業が進められるよう、関係機関がしっかりと連携して施策を見直されたい。

まとめ

今回、各課からあげられている様々な取組は、同和問題の解決に向けてどのように効果を上げたかという点が事業評価となるべきであるが、まだ十分とは言えない。市民意識調査の結果からも、本市において同和問題に対する差別意識は払拭されておらず、市民の中に今なお誤った意識があることが明らかになっている。人権施策の個別の人権課題として同和問題が位置付けられている意味を今一度確認し、今後、同和問題解決に向けて取り組むことを期待する。

2 今後の取組についての提言

格差が広がり深刻化している社会の中で新たな人権問題も発生し、インターネット上では、人権侵害や差別が放置され、助長・拡大されている。部落差別解消推進法には、同和問題の解決が行政の責務であると示されているが、従来どおりの取組を単に踏襲するのではなく、あらためて部落差別の現実を把握し、その解決に向けた人権施策を実施すべきである。そのためには、津市人権施策基本方針にうたわれているように、今回の提言を津市人権施策推進会議において検討し、人権施策を全庁体制で推進されたい。また、人権施策推進員が各課における取組を検証し指導することを期待する。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：子どもの人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・ **子育て支援事業**…今年度は低年齢の子どもに新型コロナウイルス感染症が広がる中、感染対策を取りながら、参加者が安心して参加できる体制を整え、定期的な広場事業の開催や子育て相談の体制をとったことは評価できる。保護者が孤立しないように連携を図りながら、不安に寄り添う支援者の資質がとても大切であるので、支援者の人材育成と更なる充実を図りたい。また、ボランティアの確保が難しくなってきたので、継続して関わられる職員の体制を整える必要性を感じる。
- ・ **相談事業**…今年度も昨年度に引き続きコロナ禍により、子どもにも保護者にもストレスがかかる傾向が増している中で、感染予防対策を講じた事業の実施が行われたことは評価できる。家庭児童相談では内容がますます多岐にわたり、家庭環境や子ども自身の発達課題等が複雑に絡む相談も多いことから、関係機関と連携を図り必要に応じて専門機関に繋げ、虐待の防止に努める必要がある。相談を受ける保育士、ボランティア、スクールカウンセラー、学級支援サポーター、母子保健推進員の資質が課題となるので研修を充実させたい。
- ・ **児童虐待防止ネットワーク会議**…今後とも構成機関が情報共有と連携を強化して、虐待の早期発見と防止の観点から相談窓口の充実を期待する。また、個々の職員のスキルアップに努め、相談の機能の強化を望む。
- ・ **病児・病後児保育事業の充実**…外国籍の人にもわかりやすい周知活動と更なる拡充を望む。
- ・ **放課後児童クラブ育成及び支援**…利用者が増えていることへの対応と、子どもの人権に配慮された居場所になるように、支援者の確保と研修の充実を望む。コロナ禍において更に感染対策と利用者数の密状態の緩和が課題である。

まとめ

今年度は新型コロナウイルス感染症が低年齢の子どもにも広がる中、対策をとりながら、事業を行う努力がされた。子どもへの影響は大きく、現場でも様々な工夫や努力をされているのを感じた。全体的に計画の基である、子どもが主体的に取り組む活動及び子どもの権利意識を醸成し、擁護するための活動という目的に対して、事業の課題・問題点が捉えられなければならないが、現状は感染対策に労力を取られている状態である。困難な状況においても、事業が本来の目的を達成するための取組でなければならない。

2 今後の取組についての提言

昨年に引き続き感染症対策をとりながらの生活は、子どもたちの心と身体の成長発達に大きな影響を及ぼしている。少子化が進み、子どもの総数が減少している中でも、児童虐待通報は増加し、いじめ、自殺、不登校の深刻化等、ますます子どもが生きづらい社会になっている。虐待で命を亡くした子どもの報道も後を絶たない。津市においても要支援家庭（子育てが困難な家庭）も年々増えている。

地域の関係が希薄になり、情報がSNSなどに頼る傾向が増す状況の中、子育ての孤立化を防ぎ、子どもたちが多様な価値観に触れる地域との関わりが必要である。子どもたちが自己肯定感を持ち、基本的人権が認められ、子どもの主体が大切にされる社会に変えていく必要がある。

平成28年の児童福祉法の改正で、子どもを権利主体とする、子どもの権利の明確な位置付けがなされた。更に2023（令和5）年4月にこども家庭庁ができるのに伴い、「こども基本法」が2022（令和4）年6月15日に国会で可決成立し、2023（令和5）年4月1日施行される。津市においても子どもの状況を深刻に捉え施策に取り組む必要がある。そのためには、あらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる津市の子ども権利条例が制定されることを切に切に望む。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：女性の人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・職場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の実施…課題・問題点で、ハラスメントを許さない、ハラスメントの無い職場環境の構築の必要性が述べられているが、今後の事業予定で、各教職員間の意識はもとより、職場全体や児童生徒に対してのセクシュアル・ハラスメントを許さない意識の向上に取り組むとしており、今後の取組に期待する。
- ・教職員等の男女共同参画意識高揚と研修の充実…固定的な性別役割分担意識のもとにある意識的・無意識的な偏見や思い込みは、子どもの頃からの経験や周囲の期待等の影響が大きいと考えられる。そのため、今後の事業予定にあるように、子供たちの指導的な立場にあり、身近な大人のロールモデルでもある教職員が、性別に関わる自らの偏見や思い込みに気づき、日常の教育活動や学校運営に活かしていくことが大変重要である。今後の取組状況に期待する。
- ・一時預かり事業…課題・問題点に「一時預かり事業の実施のために必要な職員を確保している5園においては、年間を通して一時預かり事業を実施することができた」とあるが、事業概要にあるように、冠婚葬祭や、疾病等やむを得ない事由で子どもの預け先に困ったときに強い味方となる事業である。どの保育園でも一時預かりのニーズに対応できるよう保育士の確保が望まれる。
- ・各々の能力及び経験等に応じた職員の配置及び職域の拡大…課長級以上の女性職員の割合が12.4%に上昇したが、前年度に比べ0.6%の上昇にとどまっている。数値が伸び悩んでいるのは、管理職となる世代の職員が採用された当時、男性職員に比べて女性職員の採用が少なかったことが原因の一つと考えられる。しかし、2022（令和4）年4月1日付け新規採用者において、男女の均等な雇用機会の確保に努め、女性職員の割合は約50%となった。また、女性管理職登用とワーク・ライフ・バランスは車の両輪である。性別を問わず各々の能力及び経験等に応じた職員の配置や職域の拡大を望む。
- ・セクシュアル・ハラスメント相談事業…今後の事業予定にある、人事課担当部署による事実確認の結果、明らかにハラスメントの疑いがあると思慮される場合や相談者が人事担当部署の判断に不服がある場合においては、次年度より設置予定のハラスメントに関する委員会で組織的な対応を行うことは、セクシュアル・ハラスメント相談事業の一步前進である。
- ・審議会等への女性の登用促進…例年、より積極的な女性の参画が得られるよう働きかけをし、委員等に占める女性の割合が高まるよう取り組まれている様子が分かる。その結果、令和2年3月31日時点では、附属機関における女性委員の占める割合は24.6%、2022（令和4）年3月31日時点では、27.0%と進んでいるが、早急に50%に近づくことを期待する。
- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識啓発…市民に対して行った男性の育児・家事参画をテーマとしたセミナーの参加者が、参加人数21人のうち男性が1人という結果に対して、男性の参加希望が少なすぎるから中止するのではなく、事業概要にあるように男女がともに仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供の機会を今後も継続するべきである。

まとめ

女性の人権について、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められているが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題がある。例えば、雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など、男女共同参画が充分とはいえない状況がある。今後も社会の現状を直視し、女性の人権について相談者に寄り添い事業展開することを望む。

2 今後の取組についての提言

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約は社会の様々な場面における女性差別の禁止を求めている。また、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法等、男女平等や女性の地位向上のための法律が整備されている。男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められているが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題がある。例えば、雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差等、男女共同参画が十分とはいえない状況がある。また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力、ストーカー行為など、男女共同参画社会の実現を妨げる人権侵害も続いている。今後も女性の人権施策は必要不可欠である。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：障がい者の人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・総合的な学習等における障がい者理解の教育推進…2020（令和2）・2021（令和3）年度の取組状況に「児童生徒は障がいのある人への理解を深め、バリアフリーの視点だけではなく、共生の視点から学ぶことが出来た」と報告している。また、2021（令和3）年度はそれに加えて「誰もが安心して暮らせる社会にしたいという思いを持つことができた」とあり、障がい者理解の推進に成果が見られる。
- ・特別支援教育研修…特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。津市の特別支援教育では、取組状況から課題・問題点をしっかり捉え、今後の事業予定が組まれていることを評価する。また、今後の事業予定に「2022（令和4）年度からは「特別支援教育指導者育成研修フォローアップシステム」として、講座修了者が学校や中学校区で実践を行うことができるよう支援します」とあり、今後この研修が障がいのある子どもの教育的視点に結びつくよう期待する。
- ・障がい児保育事業…新規での複合型障がい児の利用について、医療機関及び保護者と連携を取り、2022（令和4）年度からの利用調整に向けて取り組んでいる。また、施設利用を開始するまでの親子支援として、子育て世代包括支援センターや療育施設の活用につなげるなど途切れない支援を行っている。医療ケアを必要とする園児を受け持つ場合、主治医や三重大トータルケアセンターの協力を得て、担当職員が看護技術を学ぶ機会を持つことができた。その結果、保育所等訪問支援事業を利用される園児が増加している等の成果が見られている。
- ・障害福祉サービス及び地域生活支援事業…障がいのある人が生活を送る上で、必要となるサービスが利用できるよう、計画相談支援事業所と連携を図り、支援計画に基づき適切なサービスの提供に務めている。また、障がい者やその家族の生活、福祉、就労等の様々な相談に対応し、障がい福祉サービスや制度の利用支援を行うとともに、障がい者虐待や差別について、津市基幹障がい者相談支援センターとともに、その防止や解決に向け取り組んでおり評価できる。
- ・訪問指導事業…保健師等が地域包括支援センターや病院、家族等からの相談により各家庭に訪問し、心身の健康問題により支援が必要な人に対応している。特に、今まで対象になってこなかった、精神的な不安を抱える人や引きこもり等、社会生活に不安を持つ人やその家族に対して、関係機関と連携し改善策について共に考えたことは大変評価できる。また、各地域包括支援センターと保健センターの地区担当者が地区活動を通じ、連携の強化に努めている。特に、地域ケア会議に出席し、地域の対象者の把握や問題について共有し必要な支援を担い、ケースに合わせて、関係機関（保健所や障がい者支援センター等）と適宜連絡を取り合っている点が評価できる。
- ・障害者差別解消法の啓発等…2016（平成28）年4月1日に障害者差別解消法が施行され4年が経過する。そこで、あらためて同法の趣旨を周知・啓発を行い、意識を高めていく必要がある。障害者差別解消法の周知及び障がい者差別やその解決に向けた取組について「障害者差別解消法及び合理的配慮」として、動画視聴の形式で職員研修を行っている。動画視聴申込者は3,746人で、会計年度任用職員を含め、全職員の84%と報告されている。

まとめ

引き続き本年度もコロナ禍により直接講演会や研修を中止にする事業もあったが、感染予防対策、実施内容・方法を工夫し、多くの参加者を得た事業もあった。障害のある人の自立と社会参加を更に促進するために、様々な取り組みや啓発活動が行われている。

2 今後の取組についての提言

障がいのある人が日常生活や社会生活を営むには、さまざまなバリアがある（物理的バリア：交通機関や建築物等の物理的障壁、制度面のバリア：就業や生活に関わるもの、情報面のバリア：視覚や聴覚などの障がいによる情報入手やコミュニケーション面での不利益、心のバリア：障がいのある人への無理解や偏見などから生じる人間の心に起因するもの）。障害者権利条約に立脚しつつ、このようなバリアを取り除き、障がいのある人が生活において制限を受けないようにする「バリアフリー」の社会が求められている。そのためには、障がいのある人に対する正しい理解や配慮が不可欠である。障がいのある人も健常者と同じく尊厳のある生活を送れる社会をめざし、取り組まれない。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：高齢者の人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・地域支援事業…新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、高齢者の健康への影響が心配されている中「やってみよう！頭と体の体操」を作成した。また、元気アップ運動や、認知機能低下の予防体操を行政チャンネルで放送し、自宅でも効果的な運動ができるよう啓発したことは評価できる。成年後見制度についても周知を図り、相談、支援体制を充実させることに期待する。
- ・介護予防事業…介護予防・日常生活支援総合事業において、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて地域ささえあいによる取組を推進した。また、支援事業を立ち上げる予定の2団体に対して、丁寧に事業説明しサポートしていることは、事業拡大に通じ今後の発展に期待できる。
- ・在宅介護支援センター事業…高齢者やその家族からの総合的な相談に応じるとともに、公的サービスの申請代行や高齢者実態把握調査を行った。また、転倒予防や認知症予防に関する教室は、中止となった事業もあったが、地域に根ざした相談窓口として、今後も支援と周知の継続を期待する。
- ・シルバー人材センター運営事業…野外軽作業を中心とした業務だけでなく、高齢者の豊富な経験と熟練の技術を生かされるよう、会員育成のための講習を行うとともに、会員拡大と就業機会の開拓のために普及、啓発活動を行ったことは評価できる。
- ・配食サービス事業…調理困難な高齢者の方に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認も行い、利用者が在宅での健康的な生活を営める状況にあることは大変有意義である。今後も、高齢化が進み需要が高まる中、どの地域においても事業所を確保し、質の高いサービスを提供することを期待する。
- ・地域包括支援センター事業…地域ケア会議のあり方を見直し、介護支援専門員、在宅介護支援センター、民生委員児童委員等により地域全体で支援するなど、きめ細やかな対応が進められている。また、支援がうまくいった例を共有し、課題等の要因を分析した上で機能強化を図ったことは評価する。また、国の評価項目に加えて、市独自の評価基準を設定している点に今後の発展を期待する。
- ・健康教育事業・健康相談事業…保健センターで定期的及び随時に健康相談を行い、依頼のあったグループに出前講座を実施し、チラシや広報紙で事業の啓発をしたことは評価できる。今後、健康寿命を延ばすために、身近な地域で社会参加や生きがいを見つけて暮らすことが重要であると啓発していくことに期待する。

まとめ

高齢者が安心して生活できるよう各事業に取り組んでいることは評価できるが、更に事業の取組計画を周知し、自宅から一歩外へ出てもらうことが重要である。また、高齢者が困っている時はスムーズに支援を提供できることが必要である。広報紙やチラシ等で各家庭に配し、周知しているが、利用者拡大に向けて、参加してよかったと感じられるように、創意工夫を加えてより効果的に拡大できるよう更なる取組に期待する。

2 今後の取組についての提言

一人暮らしの高齢者が増加傾向にある中、養護老人ホームでは、市内の入所者数の対前年比は大きな増減もなく、利用者も身体状況、精神状況等に応じた支援を受けて安心した生活を送ることができている。しかしながら、原則「要介護3」以上の高齢者が入所できる特別養護老人ホームの数は少なく、入所待ち期間が長くなってしまっている状況にある。社会参加を希望する高齢者には、それを支援する一方で、介護を必要とし在宅生活が困難な高齢者については、できるだけ在宅での生活ができるよう支援するとともに、希望する人には施設に容易に入所できるよう、特別養護老人ホームの数を増やす必要がある。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：外国人の人権

■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・外国人住民の生活相談…タガログ語通訳員の配置が実施されるようになったことは評価できる。外国につながる住民が実際に接しながらコミュニケーションすることを通して得られる安心感や信頼感は、市民への継続した支援に寄与するところが大きい。本庁や河芸以外の集住地域にも通訳員の配置を進められたい。
- ・ごみ排出啓発事業…転入窓口で外国語版日程表やアプリ「さんあ〜る」の紹介がなされている。「さんあ〜る」は多言語で利用でき好評なので、更なる周知方法の工夫を望む。
- ・国際理解教育…ALTの先生だけでなく、担任の取組について書かれるようになったことは評価できる。様々な外国につながる住民に対する差別の解消のためには、実際の差別に子どもたちが向き合う多文化共生教育が不可欠である。事業の一つとして明記されたい。
- ・ホームページ整備運用事業…生活保護について、多言語での説明の冊子が作られているのに、アップされていないのは残念である。必要としている人々に制度を周知させるためにホームページ上に掲載されたい。また、困窮者相談窓口の職員に多言語版について周知し、必要な相談者に活用できるように徹底されたい。
- ・母子保健事業…出生後、在留資格を逸した人へ予防接種や乳児検診の機会を逃すことがないように配慮したことは評価できる。今後もこれらの配慮を続けられたい。
- ・防災情報通信システム事業…多言語の発信がなされていることは評価できるが、外国につながる住民でメールを使用している人は多くないと思われる。多言語発信アプリ等の検討を望む。外国につながる住民は移動も多いことから、「さんあ〜る」のように一度インストールすれば広域で使用できるものが望ましい。
- ・ヘイトスピーチ解消法の啓発事業…差別事象の事後対応だけで終わることなく、継続的な取組が必要である。

まとめ

長年の積み重ねにより作られてきた多言語での文書等が、必要な場面で活用されないことが見受けられる。担当職員が代わっても活用できるように引継ぎ項目に入れられたい。

2 今後の取組についての提言

長期化する新型コロナウイルス感染症や物価の高騰の影響により、生活、教育、医療等の様々な点で課題が生じている。外国人住民の生活実態を丁寧に把握し、それに応じた取組を着実に進められたい。

日本語を流暢に話す外国につながる住民でも、日本語が読める人は少ない。口頭による説明での通訳の必要性と、文書による説明での翻訳の必要性が、全く異なることが十分に考慮されているとは言えない。これらのことを職員に周知し、必要なサポートができるように、研修を進められたい。

■施策の体系：分野別施策 ■施策分類：さまざまな人権課題・その他の人権
■評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

- ・人権啓発推進事業…広報紙「人権だより」や「シリーズ人権」でさまざまな人権課題について啓発するとともに、市民人権講座において災害と人権、感染症と人権、性の多様性等のテーマで開催したのは評価できる。
- ・応急診療所管理運営事業…新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の感染の有無が速やかに判別できるようになり、来所者が増えたことは評価できる。また、24時間365日応急処置や子育て相談、健康相談の相談料無料の「津市救急・健康相談ダイヤル」制度は相談者の不安軽減につながっているので評価できる。年齢、性別、国籍、宗教、職種及び生活環境等、様々な状況の患者に対し、公平性と個別性のバランスを考慮して医療を提供することが望まれる。
- ・生活保護事業…コロナ禍で解雇や派遣切りにより、居所のない方からの相談が増加している。一時的な拠点を確保しつつ居所探しと最低限度の生活を保障し、自立支援をしてほしい。
- ・生活困窮者自立支援事業…新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、解雇や派遣切りとなった人が増加している。生活困窮者に寄り添い、自立の促進を図ってほしい。
- ・市民意識調査…各課はこの調査結果を情報共有し人権施策に反映させてほしい。
- ・SDGs^{※6}関連事業…SDGsは全庁の職員が取り組むべきで、人権に関する取組の各施策にSDGsのロゴを反映させたのは評価できる。

まとめ

応急診療所において、住民の急病時の診療及び新型コロナウイルス感染症疑いの発熱患者の抗原定性検査を実施したことは評価できる。また、生活保護事業や生活困窮者自立支援事業は個人情報に配慮しながら相談者に寄り添った支援をしているが、相談に行けない生活困窮者（外国人含）への支援が課題である。

2 今後の取組についての提言

市民人権講座の参加者を増やすことが課題である。広報紙「人権だより」「シリーズ人権」も啓発には有効である。犯罪被害者（家族も含めて）の人権や、アイヌの人びとやインターネットによる人権侵害等、様々なテーマを取り上げて、人権問題に対する市民の理解を深め、差別意識の解消が必要である。

新型コロナウイルス感染拡大により、非正規労働者や外国人の雇止めや解雇で失業者の増加が懸念される。生活困窮者（外国人も含む）が生活保護申請や生活困窮者自立支援金の相談に来庁した時、相談担当者は援護課で解決出来ない事象は、関係各課を紹介するなど親身に相談にのってほしい。

津市のホームページでは多言語情報で、新型コロナウイルス感染症に関するお知らせが紹介されているが、ベトナム語がないので、表記の検討が必要である。

新型コロナウイルス感染症に関わる医療従事者及び感染者に対する誹謗中傷、偏見や差別が起こらないように啓発し、相談窓口を充実させ、SNSやインターネット上でのデマ・誹謗・中傷も書き込みの監視を強化してほしい。

各課は市民意識調査結果で見えてきた問題に対して、人権施策に活かすことが課題である。

市政アンケート（人権問題）を実施、集計結果を取りまとめ、新たな人権課題を追加し、津市人権施策基本方針の見直しを早急に進めてほしい。

用語解説

※1 ユニバーサルデザイン (略称 UD)

文化・言語の違い、老若男女、障がいの有無、能力などを問わずに、全ての人にとって利用しやすいようにあらかじめ考慮された施設(設備)・製品・情報等のデザインのこと。障壁となるものを取り除き、生活しやすくするというバリアフリーの考え方に対して、最初から障壁のないデザインを当たり前にしようとする考え方。

※2 学級支援サポーター

児童生徒の不登校や問題行動の予防・早期発見・早期解決のための相談業務を行う。市の特別職、非常勤、嘱託職員である。

※3 スクールカウンセラー

学校に配置され、専門的な立場から児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う。市から委嘱を受けた特別職。主に臨床心理士や学校心理士などの資格を有する。

※4 ハラスメント

様々な場面で本人の意思に関わらず発言や行動などにより相手の尊厳を傷つけたり、脅威を与えたりすること。性的な言葉や行為であるセクシュアル・ハラスメントや、優越的な関係を背景とした言葉や行動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであるパワーハラスメントがある。

※5 SNS (Social Networking Service の略称)

インターネットを通じて、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の公開ページやネットサービスのことをいう。よく使われているサービスとして、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどがある。

※6 SDGs (Sustainable Development Goals)

2015(平成27)年の国連サミットで採択された世界全体の共通目標。全ての人々が将来にわたって平和で豊かな生活を送れるようにするため、2030年までに世界を経済、社会、環境のバランスの取れた社会へと変革することをめざす。

津市人権施策審議会委員名簿

令和4年11月30日現在

氏名	所属団体・職名
あおき ゆきえ 青木 幸枝	多文化共生ネットワークエスぺランサ代表
いとう よしゆき 伊藤 好幸	公募委員
いわさき りょうこ 岩崎 良子	津市老人クラブ連合会元副会長、元女性部長
おかもと ゆうじ 岡本 祐次	元三重短期大学学長
かたおか ふくお 片岡 福生	津市身障者福祉連合会会長
かねこ せいこ 金子 誠子	公募委員
かわぐち せつこ 川口 節子	元三重県教育委員会委員長
くすもと たかし 楠本 孝	三重短期大学法経科教授
さとう ゆかり 佐藤 ゆかり	公募委員
すぎた ひろし 杉田 宏	公募委員
すすき けいこ 鈴木 恵子	津人権擁護委員協議会委員
すすむら けいこ 鈴木 圭子	津市人権・同和教育研究協議会会長代行、副会長
たかつる かほる 高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会会長
たなか しげのり 田中 茂範	三重県児童養護施設協会会員施設 施設長
たにくち よしこ 谷口 美子	津子どもNPOセンター 事業担当者
なかがわ まさはる 中川 正治	津市民生委員児童委員連合会副会長
にしかわ まさき 西川 昌樹	津地方法務局人権擁護課長
はらだ ともき 原田 朋記	公益財団法人反差別・人権研究所みえ 調査・研究員
やまぐち のぼる 山口 登	連合三重津地域協議会事務局長

(50音順)